

注1) 58 年協定

(正式名称:車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定)

自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の統一及び相互承認の実施を図ることを目的として、1958 年、国連において採択された協定。

【加盟国】 日本、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、トルコ、マケドニア、欧州連合(EU)、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、リトアニア、アゼルバイジャン、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ

(46 カ国/1 地域、平成 19 年4月現在)

注2) 98 年協定(又はグローバル協定)

(正式名称:車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界技術規則の作成に関する協定)

自動車とその部品の安全性と環境レベルの向上や国際流通の円滑化を図るために、各国ごとに相違している自動車の安全性や環境の技術上の基準を世界的に調和させることを目的として、1998 年、国連において採択された協定。

【加盟国】 カナダ、米国、日本、フランス、イギリス、EU、ドイツ、ロシア、中国、韓国、イタリア、南アフリカ、フィンランド、ハンガリー、トルコ、スロバキア、ニュージーランド、オランダ、アゼルバイジャン、スペイン、ルーマニア、スウェーデン、ノルウェー、キプロス、ルクセンブルク、マレーシア、インド、リトアニア、モルドバ

(28 カ国/1 地域、平成 19 年4月現在)

注3) 自動車基準調和世界フォーラム(UN/ECE/WP29)

自動車の安全、環境に係る国際調和基準の策定、58 年協定(相互承認協定)及び 98 年協定の管理等を行っている国連欧州経済委員会(UN/ECE)内に設置されたフォーラム。

参考) 自動車基準認証国際化研究センター(JASIC)

日本の自動車基準・認証の国際化を推進するため、昭和 62(1987)年 10 月に設立された団体。産官の協力のもと、UN/ECE/WP29 における基準調和の推進、アジア諸国との基準調和に係る協力などの活動において中心的役割を担っている。